

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定によつて、安芸高田市  
甲田町火の谷土地改良区の設立を令和五年五月二十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算し  
て六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの認可の取消しの訴えを提起する  
ことができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和五年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦